

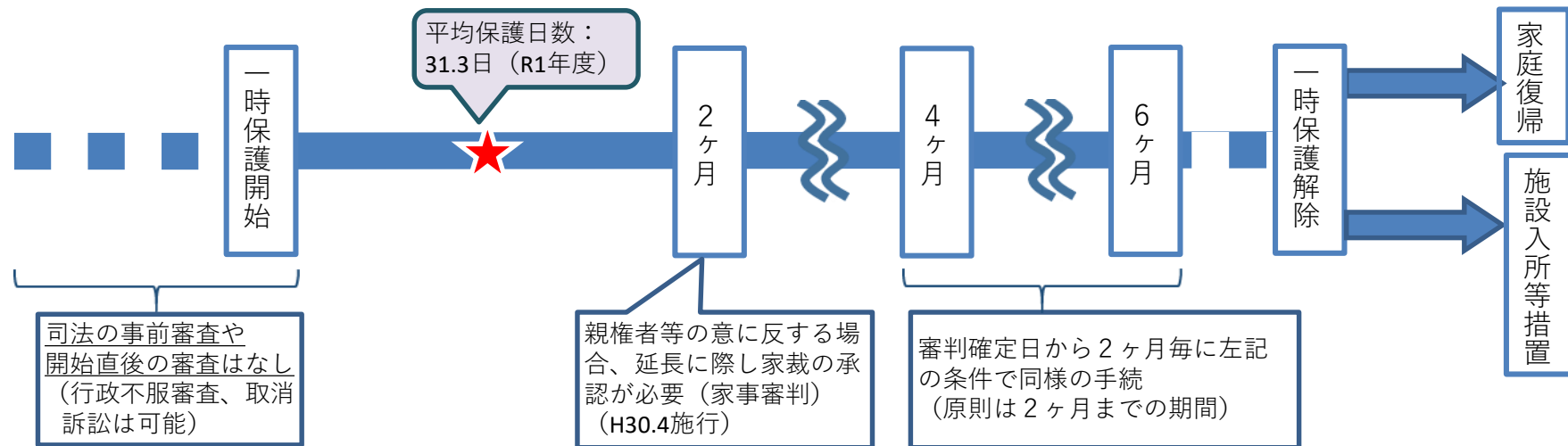
# 一時保護開始時の司法審査等について (案)

# 一時保護開始時の司法審査等について

## 現行制度と課題

- 児童相談所等が行う一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的に親等の養育環境から離すもの
- **一時保護は必要な場合に躊躇なく行うべき**である一方、親の監護権の制限を伴い、また、子どもも一時的な不自由を被ることから、**必要最小限の期間で行うとともに、手続の透明性が確保**されることが必要。  
児童権利に関する条約においても、父母の意に反する親子分離は司法の審査に従う場合のみ認められる旨規定されている。
- また、一時保護所の入所率が100%を超える自治体があり、一時保護所の管理的な在り方が指摘されている。  
子ども目線にたって、**子どもの処遇に関し、十分な質が確保**されることや、**子どもの権利擁護の観点から必要な手続が整備**されることが必要。また、一時保護中に十分なアセスメントを行い、親子再統合に向けた支援や、適切な受け皿の確保が重要。
- 司法審査に関しては、平成29年改正法において、2ヶ月を超えた親権者等の意に反する一時保護に対して司法審査が導入された。具体的には**家事審判手続により家庭裁判所が一時保護の延長について承認か否か判定**している。  
(参考)親権者の同意のない一時保護の件数:8577件、親権者等の同意のない2月を超える一時保護の件数:507件
- このため、「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」のとりまとめを受け、下記の点について検討してきたところ(①～④については、厚労省、法務省、最高裁で構成するWGで実証的な検討)。
  - ① 一時保護の開始の判断について、独立性・中立性・公平性を有する司法機関による審査
  - ② 一時保護中の親に対する接近禁止命令、面会通信制限への司法審査の導入
  - ③ 一時保護の解除への司法審査の導入
  - ④ 施設入所等に当たっての家事審判における家裁から都道府県等への保護者指導勧告(H29改正で導入)の評価
  - ⑤ 一時保護を含め、児童相談所が子どもの最善の利益を守るため必要となる関係機関への調査権限の強化  
(相手方に対する応諾義務の付与)  
(例)病院にカルテの依頼、保育所への子どもの様子の回答依頼 など
- 一時保護所の施設・人員配置基準、処遇の在り方や専門性向上、定員解消計画、第三者評価の義務化の検討

# 一時保護の手続（現行）



## 一時保護開始時の司法審査（A-①案：許可状方式）

○ 一時保護開始時の司法審査について、原則は、**事前に裁判官が発行する許可状による方法**とする。しかしながら、虐待を受けているなど緊急性が高い事案も多いことから、**事前に許可状がなくとも緊急に一時保護**したうえで、**事後の発行**も認める。その際、児童相談所は、**一時保護開始から7日以内に許可状を得る**こととする。

- 対象となる一時保護について、**親権者等が一時保護に同意する場合等（※）は除く**こととする。

※ 親の意に反する場合（積極的に不同意を主張する場合）のみでなく、対象を広げ、積極的な同意がない場合を全て含めることを検討。

その他、7日以内に一時保護を解除した場合についても除外する。

- 許可状の請求は裁判官に対して書面（請求書）で行い、一時保護を認めるべき資料（疎明資料）を提供。

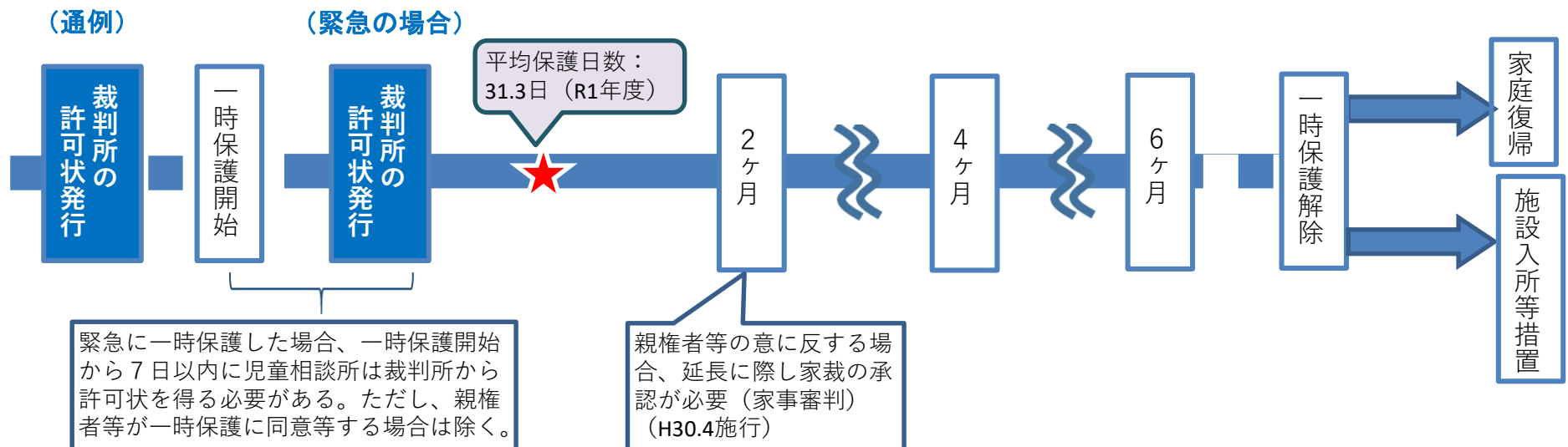
**許可状は1日以内には発行可能**とすべき。許可状の審査後は疎明資料は児童相談所に返却。

- 一時保護は児童の最善の利益を実現することを目的に、子どもの安全確保やアセスメントのため行われるものであり、刑事手続の逮捕手続と平行に考えるべきでない。実体法上の要件も、児童相談所には一時保護に関して広範な裁量を与えられている。このため、**裁判所の許可状発行の要件も緩やかに考える**べき。

（疎明資料は、一時保護が裁量の逸脱濫用ではないことを審査するための簡易なものとして構成）

- 現行通り、一時保護に対する行政不服審査や行政訴訟は提起可能。**親権者等の手続保障は当該手続で実施**

※一時保護の手続に当たって、別途、子どもの意見表明の手続を設ける予定。



- 許可状方式は、事前に許可状を裁判所が発行する場合は、児童相談所による一時保護手続に先だって司法審査がなされることとなり、制度思想としては司法審査による行政権限のチェック機能がより強く働くこととなる。  
また、緊急時には事後の許可状発行を認めることで、迅速に一時保護を行い、子どもの安全の迅速な確保を可能とすることを両立することが可能である。

- 一方、許可状方式とすると件数が多いため、児童相談所や裁判所の体制強化が必須のほか、親権者側の意見表明といった手続保障が弱くなることが課題である。

| 利点   | 課題   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に許可状を発行する場合、司法審査によるチェック機能がより強く働くこととなる。</li> <li>・ 許可状請求に際し裁判所に提出する疎明書等は親権者等側にわたらないため、ケース記録等を活用しやすい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権者側の意見表明といった手続保障が現行の一時保護への行政不服審査、行政訴訟しかない。</li> <li>・ 裁判所側の体制強化が必要。</li> </ul> |

- 許可状発行が却下された場合であっても、新証拠や新たな事実が発覚したとき、新たな許可状を申請できるかが論点となる。
- また、このように原則は一時保護の開始前に許可状を取得することとしたうえで、例外的に事後の審査を認めるとする形式とする場合、
  - ・ 法制上は、一時保護の開始時のその妥当性を判断する構成になるが、開始時では親の証言など十分な証拠が集積していないおそれがあり、裁判所の適正な判断ができないこと（また、許可状の発行が却下された場合、一時保護の開始時に遡って、一時保護が無効になるのか等の論点が生じ得る）
  - ・ 事前のケースが多くなく、ほとんどが事後の手続になることが想定されること
  - ・ 事前の許可状を要するケース、事後の手続が認められるケースを精緻に区分けしなければ、事後に許可状を請求した事そのものに対して訴えを提起されるおそれがあること
 といった課題がある。

## (条文イメージ：許可状方式①)

※下線部が改正部分

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、裁判官のあらかじめ発する許可状(以下この条において「一時保護許可状」という。)により、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、一時保護許可状により、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 裁判官は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、必要があると認めるときは、児童相談所長又は都道府県知事の請求により、一時保護許可状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

④ 第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことが当該児童及び当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反しない場合その他厚生労働省令で定める場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、一時保護許可状を要しない。

※「厚生労働省令で定める場合」で、7日以内に一時保護を解除したときや積極的不同意のほか同意がないケースを規定するか。もしくは法律上は「意に反しない場合」に留めて、運用上、同意がないケースを定めるか。

⑤ 児童相談所長又は都道府県知事は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に看護させることが著しく当該児童の福祉を害するおそれがある場合において、急速を要すると認め、裁判官の一時保護許可状を求めることができないときは、児童の一時保護を行い、若しくは児童相談所をして一時保護を行わせ、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。この場合には、一時保護を開始した日から起算して七日以内に裁判官の一時保護許可状を求める手続をしなければならない。

※これで、全てのケースが読み込めるか(家出少年や警察からの通報など)、要精査

⑥ 第四項の規定は、前項の一時保護許可状を発する場合において準用する。

⑦ 一時保護許可状には、一時保護される児童の氏名、一時保護の理由その他厚生労働省令で定める事項を記載し、裁判官がこれに記名押印する。

⑧ 第一項から前項までに規定するほか、一時保護許可状について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(以下、略) ※ハネ改正は必要

## (参考)

### ● 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

② 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。)の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

③ 検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

② 第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

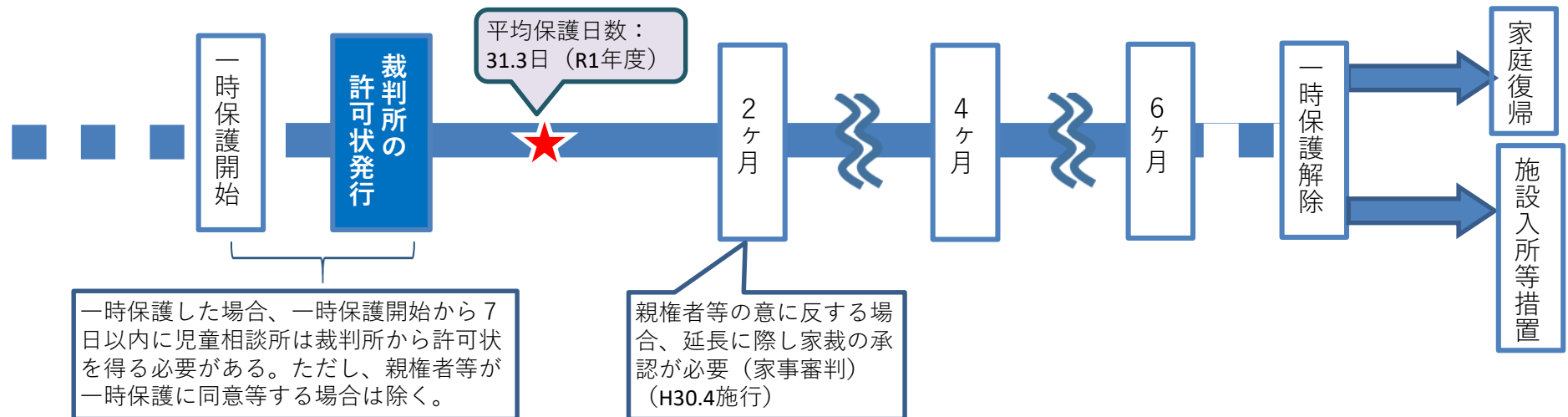
② 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

② 第二百条の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

## 一時保護開始時の司法審査（A-②案：許可状方式）

- 一時保護開始時の司法審査について、**裁判官が発行する許可状による方法**とする。しかしながら、虐待を受けているなど緊急性が高い事案について、**児童相談所が躊躇なく保護する必要がある**ことや、親の証言など**十分な証拠を児童相談所が集めるには保護開始から一定の時間を要するケースが多い**ことから、児童相談所は、**一時保護開始から7日以内に許可状を得る**こととする。裁判所は、一時保護の継続の妥当性を判断することとなり、その効果は将来に向かい発生。
- 対象となる一時保護について、**親権者等が一時保護に同意する場合等（※）は除く**こととする。
    - ※ 親の意に反する場合（積極的に不同意を主張する場合）のみでなく、対象を広げ、積極的な同意がない場合を全て含めることを検討。
      - その他、7日以内に一時保護を解除した場合についても除外する。
  - 許可状の請求は裁判官に対して書面（請求書）で行い、一時保護を認めるべき資料（疎明資料）を提供。**許可状は1日以内には発行可能**とすべき。許可状の審査後は疎明資料は児童相談所に返却。
  - 一時保護は児童の最善の利益を実現することを目的に、子どもの安全確保やアセスメントのため行われるものであり、刑事手続の逮捕手続と平行に考えるべきでない。実体法上の要件も、児童相談所には一時保護に関して広範な裁量を与えられている。このため、**裁判所の許可状発行の要件も緩やかに考える**べき。  
（疎明資料は、一時保護が裁量の逸脱濫用ではないことを審査するための簡易なものとして構成）
  - 現行通り、一時保護に対する行政不服審査や行政訴訟は提起可能。**親権者等の手続保障は当該手続で実施**
    - ※一時保護の手続に当たって、別途、子どもの意見表明の手続を設ける予定。





- 事後の許可状発行を認めることで、**迅速に一時保護を行い、子どもの安全の迅速な確保を可能**とすることが可能である。
- 一方、許可状方式とすると件数が多いため、児童相談所や裁判所の体制強化が必須のほか、**親権者側の意見表明といった手続保障が弱くなる**ことが課題である。

| 利点   | 課題   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に許可状を発行する場合、司法審査によるチェック機能がより強く働くこととなる。</li> <li>・ 許可状請求に際し裁判所に提出する疎明書等は親権者等側にわたらないため、ケース記録等を活用しやすい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権者側の意見表明といった手続保障が現行の一時保護への行政不服審査、行政訴訟しかない。</li> <li>・ 裁判所側の体制強化が必要。</li> </ul> |

- 許可状発行が却下された場合であっても、新証拠や新たな事実が発覚したとき、新たな許可状を申請できるかが論点となる。
- また、当該許可状方式は、当初より一定の期間（7日間）は職権で保護できることとし、保護期間が一定期間を超える場合に許可状を要するとする形式である。  
この形式に対しては、**実質的に現行の2ヶ月を7日間に縮めただけではないかとの批判を受けるおそれ**があるため、
  - ・ **一時保護をためらわないような制度設計が重要**であること、
  - ・ **充実した裁判所の司法審査を実施するため**には、緊急時の保護が多い実務に即すと、**緊急時の一時保護開始から一定の準備期間が必要**であること
 を丁寧に説明していく必要がある。
  - ※ ドイツでは親権者が一時保護に不服を有している場合、遅滞なく裁判所の審査を促す必要がある（解釈上は1日～数日とされている）
  - ※ フランスでは、検事正が一時保護を実施する場合、一時保護から8日以内に裁判所に付託する必要がある
- なお、一時保護と別の類型（例えば「緊急保護」）を法制度上つくることも考えられるが、緊急保護と一時保護、2つの行政処分を行い、実務の混乱を招くおそれがあり、法制的にも複雑になるため避けたほうがよいのではないかと

## (条文イメージ：許可状方式②)

※下線部が改正部分

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 児童相談所長又は都道府県知事は、七日を超えて第一項又は第二項の一時保護を行うときは、裁判官のあらかじめ発する許可状(以下この条において「一時保護許可状」という。)によらなければならない。

④ 第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことが当該児童及び当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反しない場合その他厚生労働省令で定める場合においては、第三項の規定にかかわらず、一時保護許可状を要しない。

※「厚生労働省令で定める場合」で、7日以内に一時保護を解除したときや積極的不同意のほか同意がないケースを規定するか。もしくは法律上は「意に反しない場合」に留めて、運用上、同意がないケースを定めるか。

⑤ 一時保護許可状には、一時保護される児童の氏名、一時保護の理由その他厚生労働省令で定める事項を記載し、裁判官がこれに記名押印する。

⑥ 第一項から前項までに規定するほか、一時保護許可状について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

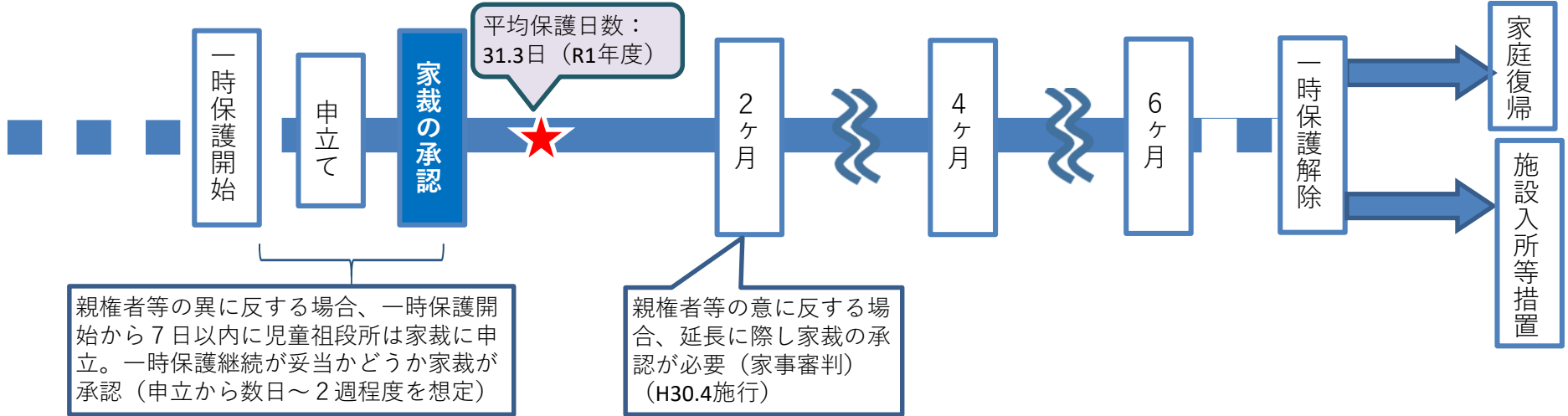
(以下、略)

# 一時保護開始時の司法審査（B案：事後の承認審判方式）

- 一時保護開始時の司法審査について、**事後の承認審判形式を採用**する。具体的には、
    - **親権者等の意に反する場合の一時保護**（※）について、一時保護後に当該一時保護の継続が妥当か否かについて、**申し立て時点**で家裁が審査を実施。
      - ※ 親の意に反する場合（積極的に不同意を主張する場合）のみでなく、対象を広げ、積極的な同意がない場合を全て含めることを検討。  
 その他、7日以内に一時保護を解除した場合についても除外する。この場合、現行の2ヶ月の延長手続において、親の意に反する場合（積極的に不同意を主張する場合）に限定していることとの整合性を問われるおそれ。
      - ※ 親権者等に対する一時保護の決定通知書の中で、一時保護が意に反する場合は承認審判手続がある旨を、教示する運用を追加。
    - **申し立ては一時保護から7日以内とし、家裁の承認・不承認はその時点から数日～2週間程度を想定。**
  - 迅速性の観点から、家事審判において、**証拠書類は大幅に簡素化し、書面審査を原則とする**（陳述は原則行わない）。
    - 承認・不承認の効果は将来に向かって発生する。裁判所の承認・不承認に対して2週間以内の即時抗告が可能。
    - 一時保護について不承認となった場合は、児童相談所は速やかに一時保護を解除することを原則とする。
    - 現行通り、一時保護に対する行政不服審査や行政訴訟は提起可能。
- ※一時保護の手続に当たって、別途、子どもの意見表明の手続を設ける予定。

【参考】【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査した結果を年の件数に換算（ローデータを3倍）したもの】

|      | 開始時   | 7日経過時 | 14日経過時 | 28日経過時 | 2ヶ月経過時 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 保護総数 | 39330 | 27867 | 21942  | 14637  | 6027   |
| 同意なし | 8577  | 3330  | 2424   | 1491   | 507    |



- 事後の承認審判方式は、子どもの最善の利益を守るため、**迅速に一時保護を行い、子どもの安全の迅速な確保を可能**とするとともに、審判方式であるため、**親権者等も意見表明ができ、手続保障**がされている。  
 しかしながら、家裁の承認までに一定の期間を要することから、**可能な限り簡素な手続とすることが必要**である。

| 利点   | 課題  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な一時保護が可能。</li> <li>・ 親権者等の意見表明が可能であり、手続保障がされている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事審判の負担が重く、承認まで時間を要するため、簡素化が必要。</li> <li>・ 基本的に、親権者等側に申立書類・証拠書類が開示されるため、文書作成の手間が大きい。<br/>           (例) 子どもの一時保護に対する意見等は、親に開示すると更なる虐待につながる可能性があり、当該部分は裁判所に非開示を申立てる必要があるが、現行、非開示とするかは裁判所の裁量。</li> </ul> |

- 上記課題の2点目について、児童相談所から家庭裁判所に提出する書面の中に、親に見られるのが適当でない情報（子どもの一時保護への意見など）がある。これについては、**裁判所に対し、「非開示の希望に関する申出書」を付して提出することとなるため、その秘匿性の高さにつき、裁判所に組織的に理解をいただく必要がある。**
- また、事後承認方式をとる場合、審判の相手方等となるため、親権者等を確定させる必要がある。家出少年・少女などを一時保護したケースなど、**一時保護開始時から一定期間内に親権者等の確定が難しい場合がある**ことが課題である（戸籍謄本の入手など事務負担も一定要する）。

## (条文イメージ： 事後の承認方式)

※下線部が改正部分

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない(P)。

④ 前項に規定する承認の申立ては、一時保護を開始した日から起算して七日以内に行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する承認の申立を要しない。

一 一時保護を開始した日から起算して七日以内に当該一時保護が解除された場合

二 一時保護を開始した日から起算して七日以内に当該一時保護が親権者の意に反するものでなくなった場合

⑤ 第三項に規定する承認の申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

⑥ 第一項又は第二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

⑦ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑧ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合は、この限りでない。


⑨ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

⑩ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第八項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

⑪～⑮ (略) ※ハネ改正は必要

# 許可状方式と事後の承認審判方式の比較

|          | 許可状方式  | 事後の承認審判方式   |
|----------|--|---|
| 相手方      | 許可状の対象は第一義的には児童                                  | 審判の相手方は親権者等<br>→ 親権者等を知覚する必要  |
| 親権者等の参加  | 審査過程に親権者等が参加することは想定されていない。<br>→ 手続保障の観点から課題      | 両当事者である児童相談所・親権者等が参加。   |
| 審理に要する時間 | 児相から請求された時点から、審理を最後まで実施できる。<br>→ 迅速に審理を終えられるとの期待 | 申立て後、当事者の意見陳述ないし審問期日を待って審理を行う。<br>→ 審理に時間がかかる可能性  |
| 資料の開示    | 資料は裁判所から児相に返却され、親権者等に対して秘匿可能。                    | 原則として当事者に対し閲覧・謄写が認められる。<br>→ 児童相談所の資料作成の事務負担増、また、児童相談所が秘匿性の高い情報を裁判所に提出することを控える可能性   |
| 課題       | ①事前、事後の許可状                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者を積極的不同意だけでなく、同意がない者等に広げる場合、2ヶ月の延長手続との整合性が問われる。<br/>(後者も範囲を広げるべきとの議論を惹起する可能性)</li> <li>秘匿情報が親権者等に開示されないよう裁判所における組織的な理解が必要</li> <li>一時保護開始時から一定期間内に親権者等の確定が難しい場合が生じ得る。</li> </ul> |
|          | ②事後の許可状のみ  |   |


**一時保護の審査については、許可状方式②**(当初より一定の期間(7日間)は職権で保護できることとし、保護期間が一定期間を超える場合に許可状を要するとする形式)で検討してはどうか。

## その他の論点の整理

- 一時保護中の親に対する接近禁止命令、面会通信制限、一時保護の解除への司法審査の導入については、まずは、一時保護の開始時の司法審査の実施状況等を踏まえて、制度見直し後に検討すべき。  
接近禁止命令、面会通信制限については、調査の結果、件数も多くないこと（P 集計中）や、一時保護の解除は親権者等や子どもにとって、十分なアセスメントを行っていただければ不利益を与えるものでないことに留意する必要がある。
- 施設入所等に当たっての家事審判における家裁から都道府県等への保護者指導勧告（H29改正で導入）の評価については、現状で実施件数が少ないことから、引き続き、関係者の意見を聴いたうえで、一時保護の開始時の司法審査の実施状況等を踏まえて、制度見直し後に検討すべき。
- 一時保護を含め、児童相談所が子どもの最善の利益を守るため必要となる関係機関への調査権限の強化（相手方に対する応諾義務の付与）については、今回、法改正を実施して対応予定。
- 一時保護所の施設・人員配置基準、処遇の在り方や専門性向上、定員解消計画、第三者評価の義務化の検討については、今回、法改正等を実施して対応。  
※ 第三者評価は児童福祉法施行規則第35条の改正で対応予定

# (条文イメージ: 児童相談所の権限強化、一時保護所の人員基準等、定員解消計画)

※下線部が改正部分

## ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。  
2～7 (略)

第十一条の二 都道府県は、前条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、第二十五条の二第一項に規定する関係機関等(次項において「関係機関等」という。)に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

3～7 (略)

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 一時保護施設に係る入所定員を遵守すべきこと

④ 都道府県は、その設置する一時保護施設が、厚生労働省令で定める期間、前項第四号に規定する入所定員を満たさないときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該状態を解消するための措置を定めた計画を策定しなければならない。

第十二条の五 児童相談所は、前条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、第二十五条の二第一項に規定する関係機関等(次項において「関係機関等」という。)に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。



# 参考資料

## 参照条文

### ○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

#### 【第33条】(一時保護)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。(中略)

- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。(後略)

## 児童の権利に関する条約(1990年署名、1994年発行) (抄)

### 第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3～4 (略)

## 児童の権利委員会 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見(仮訳) (抄)

### 家庭環境を奪われた児童

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、また、6歳未満の児童は施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。
  - (a) 家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること。
  - (b) ～ (f) (略)
29. 児童の代替的監護に関する指針に対する締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を要請する。
  - (a) 児童を家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取した後に行なわれるよう確保すること。
  - (b) ～ (f) (略)

# 諸外国における「一時保護」への司法の関与について(未定稿)

|                        | 日本   | アメリカ(CA州)   | イギリス  | ドイツ  | フランス   |
|------------------------|--|---|---|--|--|
| (1) 子どもの「一時保護」を決定する機関  | 行政機関（児童相談所）  | 行政機関（州、郡の児童保護サービス機関）                                | 司法機関（裁判所）及び警察   | 行政機関（青少年事務所）   | 司法機関（裁判官）及び検事正   |
| (2) 子どもの「一時保護」に対する司法関与 | 場合により必要（親権者等の意に反し2ヶ月を超えて一時保護する場合、児童相談所が家庭裁判所に申立てる） | 場合により必要（48時間（閉廷日を除く）を超えて保護する場合、児童保護サービス機関が裁判所に申立てる） | 司法機関が決定するため不要<br><br>※(3)のように、警察の保護命令の期間を超えて保護が必要な場合は、地方自治体が裁判所に保護命令を申立てることとなる。 | 場合により必要（①子ども本人が保護を求めた場合を除き、親権者が異を唱えた場合かつ裁判所の判断を適時に得ることができる場合、事前審査が必要。<br>②事前審査のない一時保護に親権者が異を唱える場合、事後審査が必要） | 司法機関以外が決定する場合は必要（検事正が一時保護措置を行った場合、裁判官の事後の審査を要する。）  |
| (3) 緊急の場合              | (1)の通り、行政機関の判断で行える。                                | (1)の通り、行政機関の判断で行える。                                 | (1)の通り、72時間以内に限り警察が保護命令を発出することが可能。  | 開始時点で(2)①に該当しない場合には、(1)の通り、行政機関の判断で行える。  | (1)の通り、検事正の判断で行える（但し、8日以内に裁判官の審査に付託しなければならない）。<br><br>※裁判官も緊急保護ができるが、その後15日以内に当事者の召還が必要。 |
| (4) 一時保護期間             | 2ヶ月間（ただし延長可能）。                                     | 48時間（閉廷日を除く）。<br>※但し、裁判所への延長の申立が認められた場合、継続可能。       | 警察による保護は72時間。<br>裁判所による保護は最大15日間（8日間＋1回に限り7日間の延長）。                              | 期間の定めなし。   | 不明。  |

【出典】令和2年厚生労働省子ども家庭局調べ(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)